

<H20改正前>

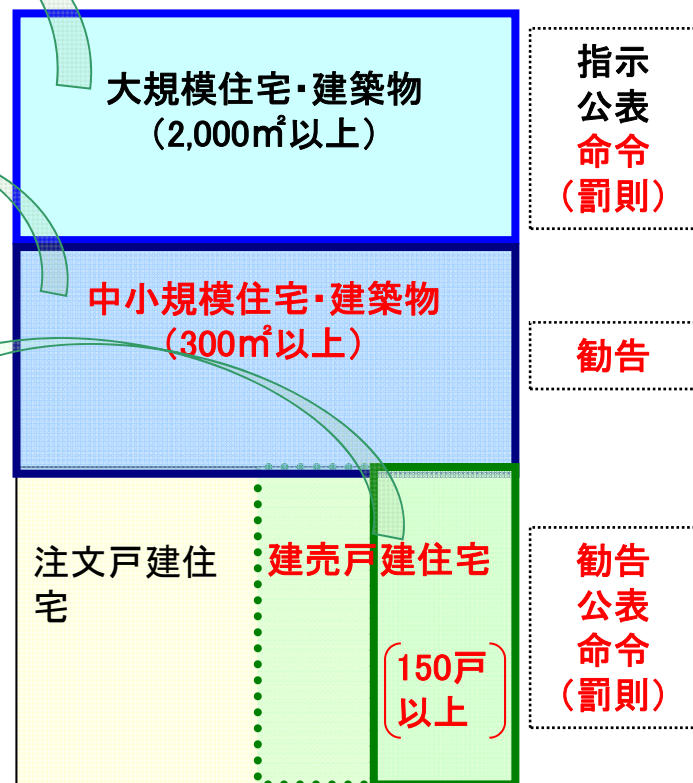
大規模な住宅・建築物(2,000㎡以上)の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等

改正

<H20改正後>

- ①担保措置の強化
→大規模住宅・建築物(2,000㎡以上)に命令・罰則を導入
- ②届出義務対象の拡大
→中小規模住宅・建築物(300㎡以上)も対象に
- ③「住宅トップランナー基準」の導入
→住宅供給事業者(ハウスメーカー等)の新築・販売する戸建住宅に設定。
- ④住宅・建築物の省エネルギー性能の表示等を推進。

<改正省エネ法の枠組み>



※②は平成22年4月施行。その他は平成21年4月施行。

※ 赤字がH20の法改正部分

目標達成に向けた取組みの論点

- 2020年で1990年比-25%の目標を達成するには、新築住宅に省エネ基準への適合を義務付けるなど取組みの強化が必要ではないか。
- 義務化の前段階として、現在10~20%程度と見込まれる現行省エネ基準(断熱)の適合率を50%以上にまで引き上げていくことが課題。
- 外壁、窓等の断熱性だけでなく、暖冷房設備、給湯設備等の建築設備の効率性の向上が必要。
- 併せて、既存住宅・建築物の省エネ化も推進。

当面の実施策

1. 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進方策に関する検討及び実施

- 経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、有識者、実務者等から構成する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を設置。
- 住まいのあり方や住まい方にわたる地球温暖化問題に対する広範な取組みの方向付けと具体的施策の立案に向けた方向性を示すため、推進方策について早急に検討を進め、平成23年度以降、具体的な推進方策を実施。

2. 省エネ基準の適合義務化に向けた検討

- 有識者や実務者等から構成する「省エネ基準の適合義務化に関する検討会」を経済産業省と国土交通省が合同で設置、義務化の対象、時期、支援策等について、平成22年度中に得た方針案に基づき、平成23年度にさらに詳細な検討を行う。（※省エネ基準は、経済産業省と国土交通省との共管）
- 基準の内容については、外壁、窓等の断熱性に加え、暖冷房、給湯等の建築設備の効率性や太陽光発電も総合的に評価することで、多様な省エネ化の取組みを評価。
- 伝統構法等の断熱構造化が困難な住宅において、省エネ化の取組みを評価できる基準を整備。

3. 既存住宅・建築物に関する共同プロジェクト

- 改修技術の構築、見える化の推進、設備更新の推進等の既存住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、経済産業省と国土交通省が連携して支援策を強化し、3年程度を目途に成果を得るべく、プロジェクトを立ち上げ。

「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」とりまとめ骨子(案)概要について

1. 住宅・建築物からのCO2排出量の現状認識と削減の重要性

- 住宅・建築物のエネルギー消費量は、わが国のエネルギー消費量の3割を占めており、その対策は重要
- 住宅・建築物の省エネ対策の抜本的強化、再生可能エネルギー等の導入、ライフスタイル・ワークスタイルの変革が必要
- 既存ストックの対策は重要

2. 住宅・建築物からのCO2排出削減対策の基本的考え方

■ CO2排出削減対策の基本的方向

住宅・建築物の省エネ化

- 産業・運輸部門での取り組みとの整合も考慮しつつ、省エネ基準への適合義務化を検討

再生可能エネルギーの導入

- 再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%を目指し、太陽光・太陽熱・地中熱導入を推進

既存ストック対策

- 補助、税制等の支援による省エネルギーリフォームの推進

ライフサイクル全体を通じたCO2排出削減

- 建設から維持管理、廃棄・再利用等、ライフサイクルを通じたCO2排出削減

■ CO2排出削減対策の進め方

CO2排出削減と快適性等の 間接的便益の実現

- 快適性や健康性、知的生産性の向上など間接的便益の「見える化」の推進

住宅・建設市場の活性化

- 住宅・建築物の省エネ化を通じた高性能化、付加価値向上による住宅・建設産業活性化と中小事業者への配慮

国民、事業者、行政が一体となった ハード・ソフトの取組の推進

- ハードの取組に加え、住まい方や使い方などのソフトの取組の推進

3. 2020～2030年に目指すべき住まいと住まい方

住まいの姿

- ZEB・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー/ゼロ・エミッションビル・ハウス）やLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）の早期実現

住まい方

- ライフステージに応じた住み替え促進、省エネ設備・機器の提案人材の育成等により、最適な住まいの選択と住まい方へ誘導

4. 住宅・建築物からのCO2排出量削減に向けた国民・事業者・行政等の役割

国民の役割

- 身近なことから自ら行動に移すことが極めて重要

事業者の役割

- 省エネ化に資する事業や製品開発等による新たなビジネスチャンスの創出、中小工務店の省エネ住宅の技術習得等を通じた安全・快適な住生活実現

行政の役割

- 中小工務店の技能者育成等を通じた地域の住宅生産体制の強化
- 関係省庁・地方公共団体との連携・協力